

# 役員等報酬等規程

公益財団法人国際科学振興財団

## (総 則)

第1条 公益財団法人国際科学振興財団（以下「財団」という。）定款第15条、第29条の規定に基づき、役員、評議員の報酬等の支給に関しては、この規程の定めるところによる。

## (定 義 等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員等とは、常勤役員以外の役員、並びに評議員をいう。
- (4) 報酬等とは、給与、謝金等の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める職務遂行の対価として受ける財産上の利益並びに退職手当をいい、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費、日当を含む。）及び手数料等の経費をいい、前号に規定する報酬等を含まない。

## (報酬等)

第3条 財団は、役員等に対して次の各号に掲げる報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤役員には、月額給与を支給する。
- (2) 非常勤の役員等には、評議員会、理事会への出席及び会長の指示による照会・回答業務等に対する謝金を支給する。
- 2 役員等には、賞与を支給しない。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第5条に規定する退職手当を支給できる。

## (給与及び謝金の額)

第4条 前条第1項第1号に規定する常勤役員の給与の額は、下表のとおり、次に掲げる各号を総合的に勘案の上決定する。

### (下表)

区分	1人当たり上限月額	決定方法
理事	100万円（常勤）	理事会の決定による

- (1) 勤務日数及び勤務時間
  - (2) 類似の他の公益法人の役員等の報酬の額
  - (3) 民間の調査研究所の役員等の報酬の額
  - (4) 当該役員等の経歴
- 2 前条第1項第2号に規定する非常勤の役員等の評議員会、理事会への出席に支給する謝金の額は、1日に付き20,000円とする。照会・回答業務等については、1日に付き10,000円とする。なお、別途交通費を支給する。
- 3 前2項に定める役員等に支給する報酬等の額及び次条に定める常勤役員の退職手当に係る引当金繰入額の合計は、評議員会の決議によってそれぞれ定められた総額の範囲内としなければならない。

## (退職手当)

第5条 退職手当は、任期満了、辞任又は死亡により退職した常勤役員に対して、理事会の決定により

支給する。死亡により退職した場合は、その法定相続人に支払う。ただし、その退職が次の号に該当する場合には支給しない。

(1) 常勤役員就任中に定款 28 条において理事を解任された場合。

- 2 退職手当の額は、退職又は死亡した日における月額給与額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額に、常勤役員として任命された日から起算した在職期間の月数（1 月未満の端数は切り上げ）を乗じて得た額とする。

#### (費用)

第 6 条 役員等が職務遂行に当たって発生する費用については遅滞なく支給し、前払いを要するものは前もって支払うことができる。

- 2 常勤役員には、前項とは別に実費分の通勤手当を支給することができる。

#### (支給)

第 7 条 常勤役員の報酬等及び通勤手当の支給日は 25 日とする。

- 2 非常勤役員等の謝金及び通勤手当を除いた費用については、必要の都度支給する。
- 3 支給は法令に定められたものを差し引き支給する。
- 4 支給は現金とするが、本人が銀行振り込みを希望した場合は、振り込みも可能とする。

#### (公表)

第 8 条 財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改正)

第 9 条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

#### (補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 10 月 11 日改正